

別添資料

下水道使用料の改定について

中標津町 建設水道部 上下水道課

令和7年10月

下水道事業の概要①

◆ 下水道の役割(分流式下水道)

家庭等で使用した「汚水」や、降雨による「雨水」を、別々の下水道管へ流しています。

「汚水」は、終末処理場へ集めて綺麗な水に戻し、「雨水」と同様に川や海へ放流します。



「衛生的な生活環境」「浸水被害の防止」「水環境の保全」

下水道事業の概要②

◆ 中標津町の下水道事業

- ・ 中標津処理区 (公共下水道事業)
- ・ 養老牛温泉処理区 (特定環境保全公共下水道事業)
- ・ 計根別地区 (農業集落排水事業)



国の要請に基づき、令和5年度から地方公営企業法を適用し、
独立採算制を原則とした「公営企業会計」へ移行

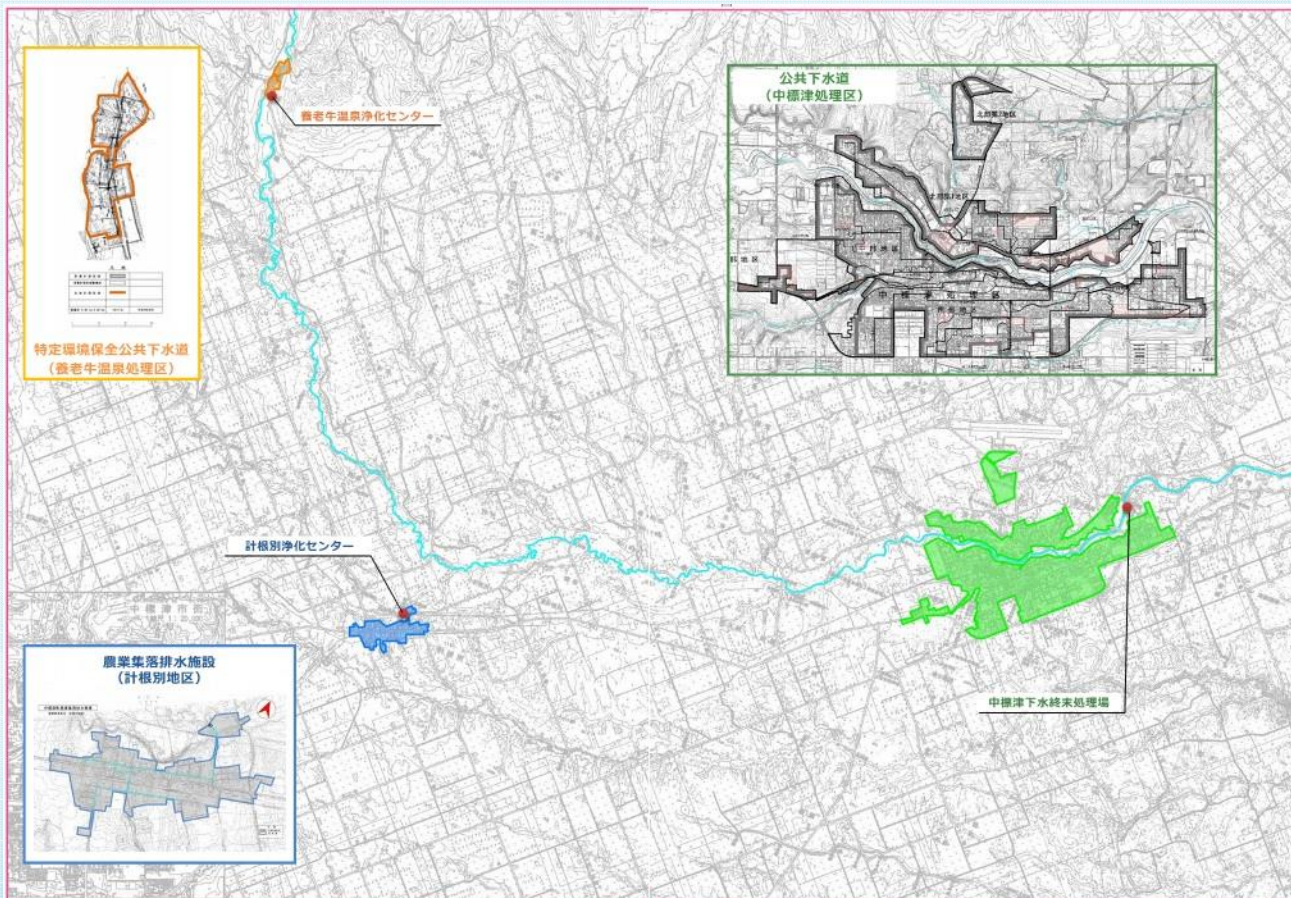
下水道事業の概要③

項 目				中標津処理区 (公共下水道事業)		養老牛温泉処理区 (特定環境保全公共下水道事業)		計根別地区 (農業集落排水事業)		
				単位	全体計画	進捗状況	全体計画	進捗状況	全体計画	進捗状況
目 標 年 度					令和12年度	令和5年度末	令和12年度	令和5年度末	－	令和5年度末
供用開始年月日					昭和60年4月		平成13年3月		平成11年4月	
排 除 方 式					分流式 ^{※1}		分流式 ^{※1}		分流式 ^{※1}	
処 理 区 域 面 積				ヘクタール	887.8	760.7	4.9	4.9	64.5	64.5
処 理 人 口				人	18,000	18,146	470	25	1,230	650
計 画 汚 水 量	日 平 均	m ³ /日	6,070	－	70	－	332	－		
	日 最 大	m ³ /日	8,140	－	110	－	369	－		
	時 間 最 大	m ³ /日	13,770	－	210	－	959	－		
処 理 場 施 設 概 要	処 理 場 名		中標津下水終末処理場		養老牛温泉浄化センター		計根別浄化センター			
	水 処 理 方 式		標準活性汚泥法 ^{※2}		オキシデーションディッチ法 ^{※3}		オキシデーションディッチ法 ^{※3}			
	晴 天 時 処 理 能 力	m ³ /日	10,454		190		406			
	放 流 先 河 川 名		二級河川 標津川		普通河川 標津川		普通河川 ボンケネカ川			
	汚 泥 処 理 方 法		濃縮→脱水→コンポスト		濃縮→搬出		濃縮→中標津処理場へ運搬→混合→脱水			
	汚 泥 処 分 方 法		緑農地利用		緑農地利用		緑農地利用			
管 渠 施 設 概 要	汚 水 管 渠 延 長	m	141,938	128,393	641	641	10,219	10,219		
	雨 水 管 渠 延 長	m	169,673	15,507	－	－	－	－		
	合 計	m	311,611	143,900	641	641	10,219	10,219		
整 備 状 況	普 及 率 (＝〔処理区域内人口〕／〔行政人口〕)	%	81.8		100.0		100.0			
	整 備 率 (＝〔整備面積〕／〔全体計画区域面積〕)	%	85.7		100.0		100.0			
	事 業 計 画 区 域 内 整 備 率 (＝〔整備面積〕／〔事業計画区域面積〕)	%	85.8		100.0		100.0			
	水 洗 化 率 (＝〔水洗化人口〕／〔処理区域内人口〕)	%	93.9		100.0		90.6			
受益者負担金制度					有					
下 水 道 使 用 料					基本料金：1,522円(8m ³ まで)， 超過料金：190.3円/m ³					
所 管 省 庁					国土交通省				農林水産省	

一律料金
(事業区分、用途区分なし)

水道使用量 = 下水道使用量

下水道計画区域(参考)



現状と課題

◆ 費用の増加

公共下水道は供用開始から40年が経過し、老朽化対策等による施設の更新や、維持管理が必要ですが、物価高騰や金利引き上げ等の影響により、費用が増加しています。

◆ 収入の減少

人口減少等の影響により、使用料収入が減少しています。

◆ 運営資金（現金預金）の枯渇

費用の増加、収入の減少により、運営資金が枯渇しています。

将来の主な事業計画

	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
中標津下水終末処理場 電気・機械設備更新	6,200 万円	3億600 万円	8億2,220 万円	4億9,940 万円	3億3,450 万円	2億9,400 万円	3億1,400 万円	1億2,400 万円	2億9,400 万円
計根別浄化センター 電気・機械設備更新	1億500 万円	9,821 万円	-	-	-	-	-	-	-
ポンプ場施設 電気・機械設備更新	1億2,200 万円	-	400 万円	1億1,500 万円	4,900 万円	-	4,600万 円	-	4,600 万円
雨水管路更新	-	5,700 万円	-	-	-	-	-	-	-
公共汚水柵新設工事	900 万円	900 万円	900 万円	900 万円	900 万円	900 万円	900 万円	900 万円	900 万円
耐震化事業	-	-	-	-	-	2,600 万円	1,200 万円	2億5,000 万円	-

◆ 事業の実施について

- ⇒ 下水道事業はとくに事業費が大きいことから、国からの「交付金」や、「企業債(借入金)」を活用し、事業を実施します。
 ただし、「交付金」は満額交付されず、運営資金も枯渇していることから、事業の見送りや縮小せざるを得ません。
 また、「企業債」は後年度に元金を返済、利息についても運営資金の範囲内で支払う必要があります。
 上記のほか、カメラ調査や修繕、施設の維持管理等も実施する必要がある、運営資金の確保が急務となります。

下水道使用料で回収すべき費用の構成①

- ・維持管理費

下水道管や処理場等を維持管理するための費用

- ・資本費

借入(企業債)利息や、資産価値等で構成された費用

- ・資産維持費

下水道事業を継続していくために必要な費用

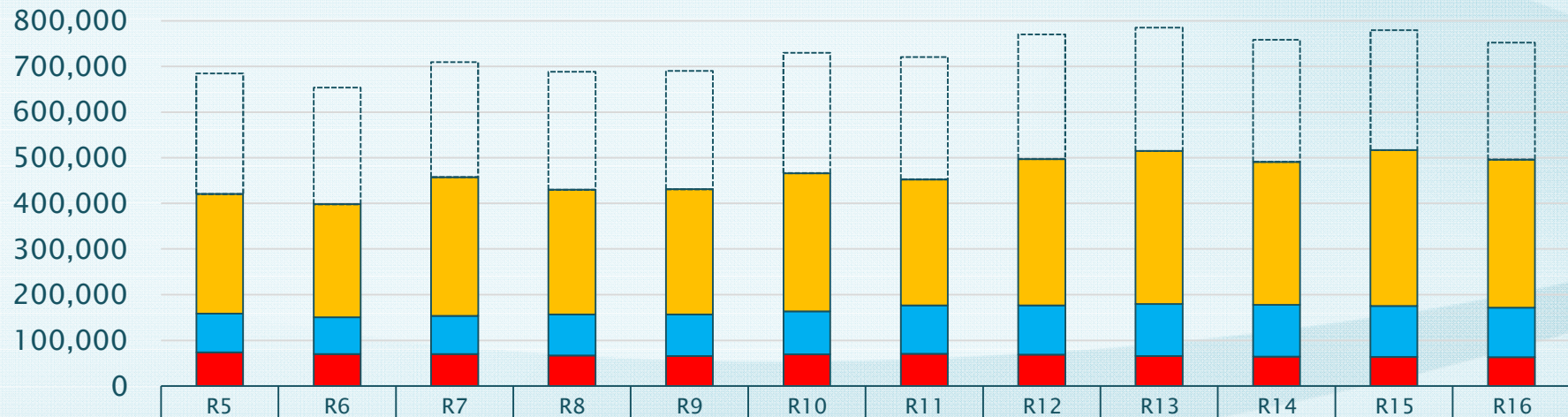


「汚水私費・雨水公費」の原則により、雨水処理分等は町で負担する為、汚水処理分(汚水処理費)は、使用者の負担(下水道使用料)となります。

下水道使用料で回収すべき費用の構成②

汚水処理費の将来推計

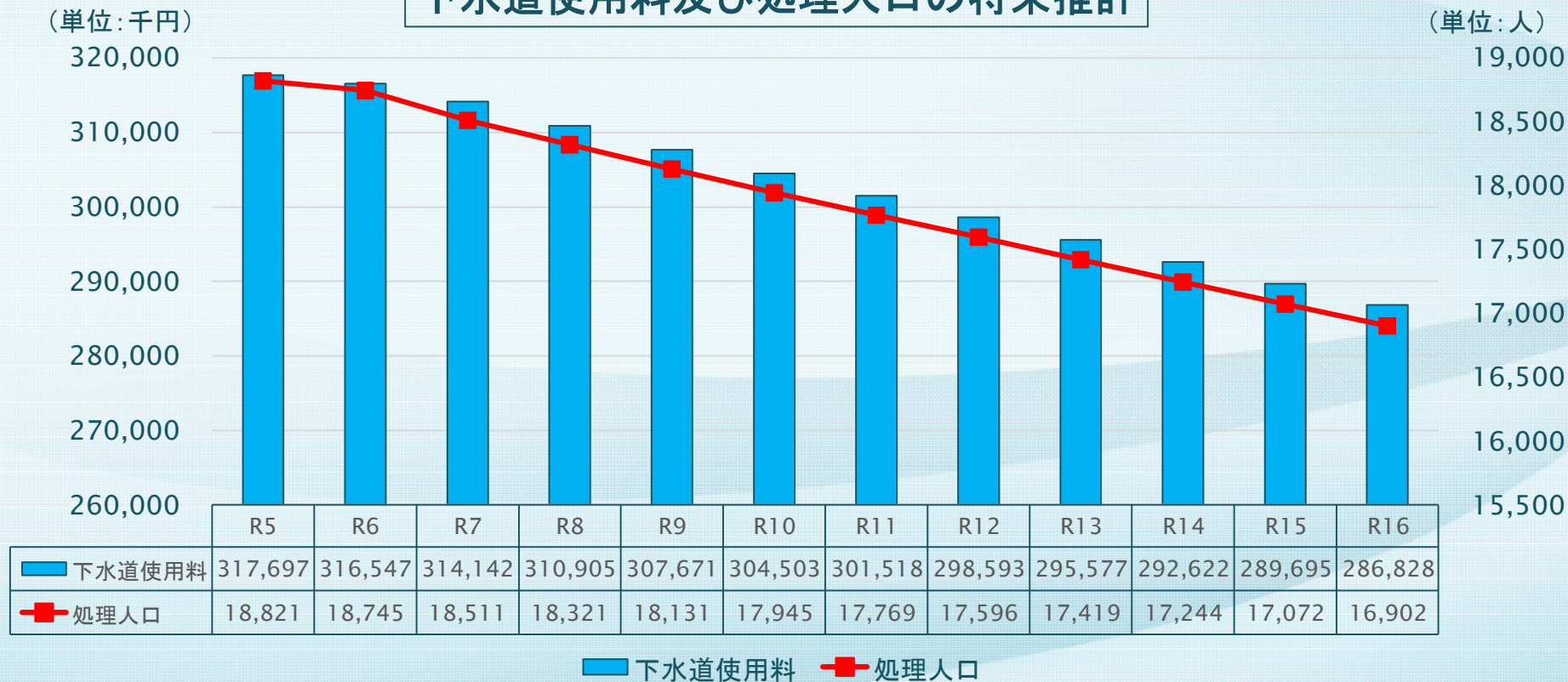
(単位:千円)



■ 資本費 ■ 維持管理費 □ (町の負担額) 合計(町負担除く)

下水道使用料の減少①

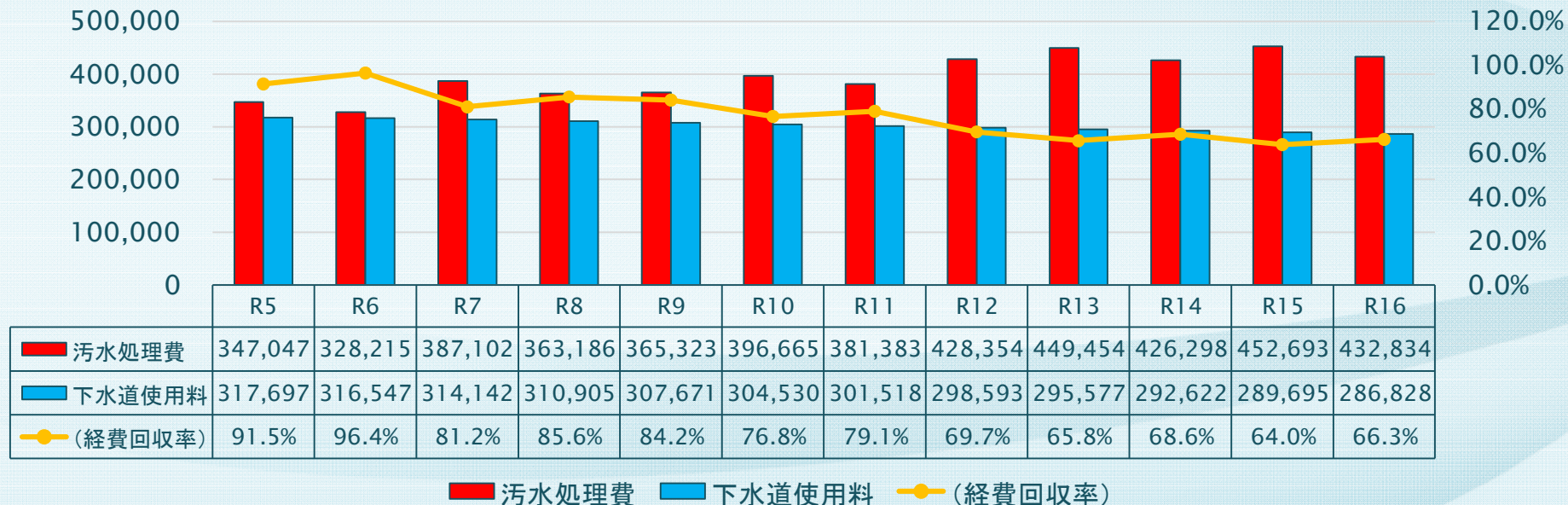
下水道使用料及び処理人口の将来推計



下水道使用料の減少②

経費回収率(※)の将来推計

(単位:千円)



※ 経費回収率(下水道使用料÷汚水処理費×100%)

⇒ 使用料で回収すべき経費を、どの程度賄えているか表す指標
 賄えている場合は、100%以上となります

※ 汚水処理費のうち「資産維持費」は、改定率が大幅に上昇することから、考慮しないものとします

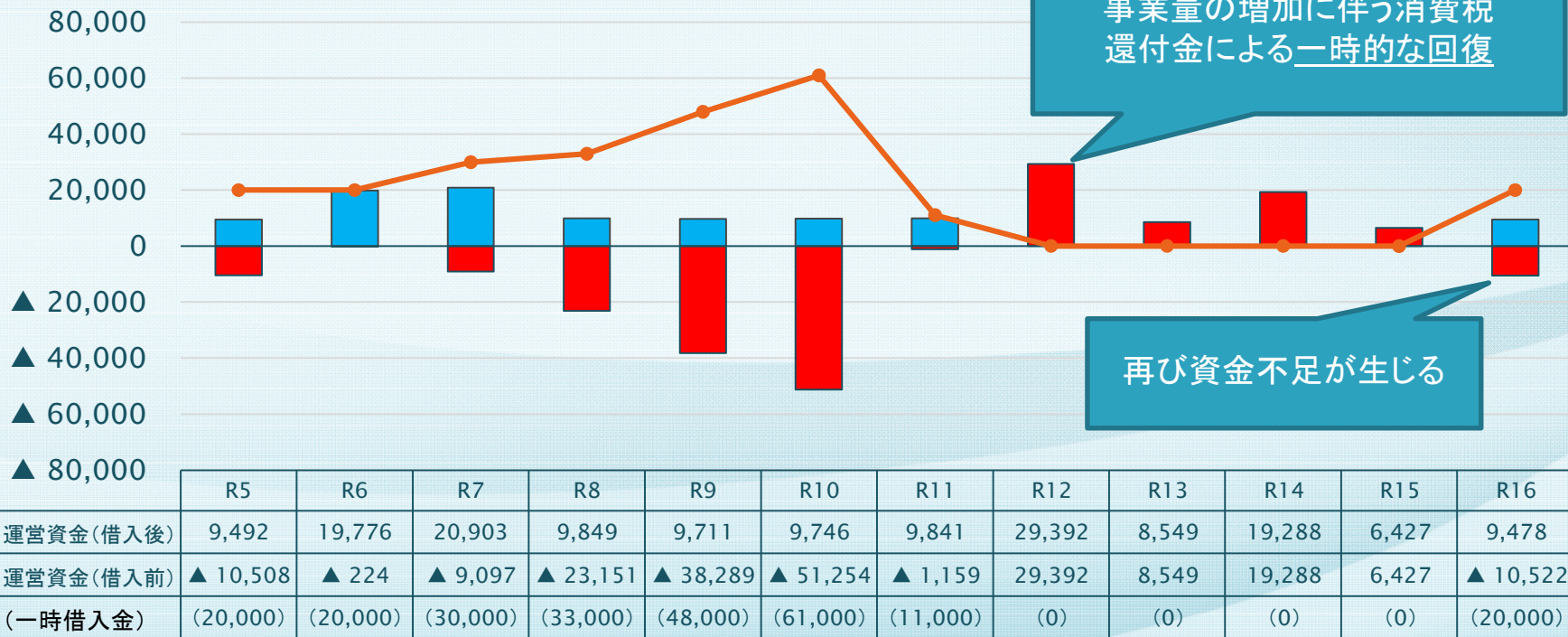
運営資金の枯渇

運営資金の将来推計

事業量の増加に伴う消費税
還付金による一時的な回復

再び資金不足が生じる

(単位: 千円)



■ 運営資金(借入前) ■ 運営資金(借入後)

対策

◆ 費用の抑制

下水道管のカメラ調査や、処理場の修繕等、単独費用による事業費を抑制
⇒ 管路の閉塞や修繕箇所の発見が遅れ、事故発生リスクが高まります。

◆ 収入の確保

建設工事等の財源として「補助金・交付金」や「企業債」を活用
国の繰出基準に従い、一般会計から「繰入金」(町の負担額)を収入
⇒ 費用に対する収入であり、増収とはなりません。
また、「交付金」の交付率が減少し、事業を縮小せざるを得ない状況です。

◆ 運営資金の確保

金融機関等から「一時借入金」を借入し、資金不足を一時的に解消
⇒ 公営企業会計として、独立採算(使用料収入による経費回収)が原則です。
事業実施が停滞し、将来の更新費用にも備えることができません。

目標

- ◆ 経費回収率100%以上を目指します。
- ◆ 運営資金を確保し、一時借入金を解消します。
- ◆ 滞りなく事業を実施することで、災害に強く、衛生的な生活環境づくりに貢献します。



収入(人口)の増加は見込めず、費用の抑制にも限界があることから、下水道使用料の改定が不可欠となります。

※ 交付金の要件として「少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行う」必要があります。
(中標津町の検証期限は令和9年度まで)

下水道使用料の改定①

下水道使用料改定の推移(消費税増税分を除く)

平成14年度以降、
23年間改定なし

(単位:円)

3,500
3,000
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0

昭和60年度

昭和61年度

昭和63年度

平成7年度

平成14年度

■ 超過料金/㎡	90	100	110	148	173
▲ 基本料金/8㎡	720	800	880	1,184	1,384
● 一般家庭/20㎡	1,800	2,000	2,200	2,960	3,460

■ 超過料金/㎡ ▲ 基本料金/8㎡ ● 一般家庭/20㎡

※すべて税抜

◆ なぜ23年間改定しなかったのか？

⇒ 令和4年度までは、繰入金(町の負担額)により年度末の歳入歳出差引を0円にする「特別会計」でした。
当時の繰入金が、約8億円から約3億円まで減少していたこともあり、料金改定を見送っていました。

下水道使用料の改定②

下水道使用料の比較(令和6年3月31日現在)

(単位:円)

7,000

6,000

5,000

4,000

3,000

2,000

1,000

0

道内
最安値

R6改定
3,700円

道内314事業中
189番目に安い
(125番目に高い)

同規模
自治体

同規模
自治体

道内
最高値

	島牧村	標茶町	別海町	標津町	中標津町	厚岸町	浜中町	遠軽町	弟子屈町	根室市	釧路市	釧路町	美幌町	網走市
一般家庭/20m ³	1,000	3,190	3,369	3,577	3,806	3,910	3,910	4,180	4,235	4,312	4,389	4,509	4,950	5,984

■ 一般家庭/20m³

※すべて税込

下水道使用料の改定③

	現在の下水道使用料	改定後の下水道使用料
改定額(1m ³)	—	37円(税抜)
超過料金(1m ³)	173円(税抜)	210円(税抜)
基本料金(8m ³)	1,384円(税抜)	1,680円(税抜)
一般家庭の平均(20m ³)	3,460円(税抜)	4,200円(税抜)
改定率	—	21.4%
経費回収率(4年間※)	81%	100%

※ 令和8年度から令和11年度までを計算期間として設定

税込

改定額(1m ³)	—	40.7円(税込)
超過料金(1m ³)	190.3円(税込)	231円(税込)
基本料金(8m ³)	1,522円(税込)	1,848円(税込)
一般家庭の平均(20m ³)	3,806円(税込)	4,620円(税込)

上下水道料金(参考)

		現在の 上下水道料金	改定後の 上下水道料金
基本料金 (8m ³)	水道料金	1,650円 (税込)	1,650円 (税込)
	下水道使用料	1,522円 (税込)	1,848円 (税込)
	合計	3,172円 (税込)	3,498円 (税込)
一般家庭の平均 (20m ³)	水道料金	4,158円 (税込)	4,158円 (税込)
	下水道使用料	3,806円 (税込)	4,620円 (税込)
	合計	7,964円 (税込)	8,778円 (税込)

下水道使用料改定後の運営資金の見込み

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
現在の 見込み	運営資金	985万円	971万円	975万円	984万円
	うち一時借入金	(3,300万円)	(4,800万円)	(6,100万円)	(1,100万円)
改定後の 見込み	運営資金	4,999万円	1億59万円	1億5,268万円	2億6,720万円
	うち一時借入金	(-)	(-)	(-)	(-)

◆ 運営資金の確保により…

⇒ 抑制しているカメラ調査や修繕等の単独事業や、交付金が付かずに縮小していた補助事業等を、滞りなく実施することが可能となり、災害に強く、将来にわたって持続可能な下水道事業になります。

料金改定に向けたスケジュール

令和7年7月～9月

- ・運営委員会による改定額の検討
- ・所管する常任委員会への報告

令和7年10月

- ・町長から運営委員会へ「諮問」後、「答申」内容の審議
- ・運営委員会から町長へ「答申」
- ・パブリックコメントの実施 ※10月下旬～1か月間(予定)

令和7年11月

- ・条例改正、システム設定、周知文書等の準備
- ・両常任委員会への報告
- ・予算編成に向けた内部通知の実施

令和7年12月～
令和8年1月

- ・中標津町議会(12月定例会)へ、条例改正(案)を提出
- ・議決後、広報・HP・SNS・FMはな等による周知
- ・議決後、「上下水道使用量のお知らせ」(検針票)へ周知文書を同封(R8.1月検針～)

令和8年3月

- ・広報・HP・SNS・FMはな等による再周知
- ・中標津町議会(3月定例会)へ、新料金による予算(案)を提出

令和8年4月1日～

- ・新料金による賦課開始(新規契約者はR8.4月検針分、既契約者はR8.5月検針分から)
- ・以降、少なくとも5年に1回の頻度で検証(見直し)を実施